

令和8年度版 那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子共同発行業者募集要項

1 趣旨

「那覇市乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）」は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的として実施しています。訪問時に養育者に配布する子育て支援に関する情報を掲載したこんにちは赤ちゃん訪問冊子（以下、「冊子」という。）を広告収入を原資として製作し、無償で市に提供、納入していただける事業者を1者募集します。

2 仕様

冊子の規格、構成等の仕様は、「別記1」のとおりとします。

3 作成上の注意事項

- (1) 冊子は、事前に本市と事業者が協議し、本市の承諾後に制作していただくことになります。
- (2) 冊子に掲載する広告については、子育て支援に関連する情報（育児、食育、教育等）とし、次に該当するものは掲載しないものとします。
 - ア 公共性を損なう恐れのあるもの
 - イ 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
 - ウ 暴力団、その他反社会的団体が関与するとみとめられるもの
 - エ 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
 - オ 公序良俗に反するもの
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
 - キ 青少年の健全育成上好ましくないもの
 - ク 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
 - ケ 商品先物取引及び貸金業に類するもの
 - コ 人権を害するおそれのあるもの
 - サ 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物などを無断で使用しているもの
 - シ 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
 - ス そのほか市長が広告掲載として適当でないと認めるもの

4 使用中の注意事項

- (1) 事業者は、冊子の配布に際し、その掲載内容について第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、本市の情報に係る責任については本市が負うものとし、事業者の情報に関しては事業者の責任において対応していただくことになり、直ちに問題解決のために対応していただくことになります。

- (2) 市は、冊子の配布途上、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、配布を中止することができるものとします。

5 応募資格

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取り消しの決定を受けていないものを除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団体その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の利用のある者でないこと。

6 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは次のとおりとします。

内容	期間等
公募の開始	令和 7 年 6 月 3 日（火）
公募への申込の受付期間 及び質問の受付期間	令和 7 年 6 月 3 日（火）から令和 7 年 6 月 17 日(火)まで （土・日・祝日を除く、午前 9 時から午後 4 時まで）
企画提案書等の提出	令和 7 年 6 月 17 日(火)から令和 7 年 7 月 1 日(火)まで （土・日・祝日を除く、午前 9 時から午後 4 時まで）
選定委員会実施	令和 7 年 7 月 9 日（水）（予定）
結果通知	令和 7 年 7 月 15 日（火）（予定）
協定書締結	令和 7 年 7 月 29 日（火）（予定）

7 公募への申込

募集要項等については、那覇市公式ホームページからダウンロードすることができます。

- (1) 申込の受付期間：令和 7 年 6 月 3 日（火）～令和 7 年 6 月 17 日（火）まで
※土・日・祝日を除く、午前 9 時から午後 4 時まで
- (2) 申込書の提出方法：事前に「12 担当部署」に連絡のうえ、持参または郵送による提出
- (3) 提出書類：提出書類は次の表のとおりです。
申込書は 1 部、会社概要等は 10 部提出すること。

提出書類	注意事項
①共同発行業者申込書	指定様式(様式1)の提出による申し込み。
②会社概要、役員名簿等	法人の場合は、会社概要(パンフレットなど)、役員名簿

8 質問等の受付

質問がある場合は、質疑応答書(様式4)へ記入し、申込の受付期間内に、メール(KM-EGA0001@city.naha.lg.jp)又はFAX(098-894-2131)にてお問合せください。市ホームページにて随時お答えします。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間：令和7年6月17日(火)から令和7年7月1日(火)まで

※土・日・祝日を除く、午前9時から午後4時まで

- (2) 提出方法：事前に「12 担当部署」に連絡のうえ、持参または郵送による提出

- (3) 提出書類：提出書類は次の表のとおりです。郵送での提出または、メールへの添付での提出をお願いします。

郵送の場合は、提出書類はA4判片面印刷で原本1部、副本8部を提出すること。

また、③の冊子見本は、原本を提出すること。

提出書類	注意事項
①企画提案書	指定様式(様式2)
②類似事業の実績を示す資料	
③冊子見本	過去に類似冊子がある場合はその提出。 無ければ中身が分かる冊子見本の提出。
④事業者の広告掲載方針	
⑤納期までの作業スケジュール表	

※書類の並びについては上記のとおりとすること。

10 事業者の選定等

- (1) ご提出いただいた書類等に基づき、こんにちは赤ちゃん訪問冊子共同発行業者選定委員会にて、業務実績、実現性、信頼性などを総合的に評価し、1者を選定します。

- (2) 選定された事業者へは、「選定通知書(様式3)」にて通知し、選定結果については、市のホームページで結果を公表します

- (3) 選定された事業者は、市との間で、「別添」の協定書を取り交わすものとします。

11 その他留意事項

- (1) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。

- (2) 提出された書類の返却はいたしません。

- (3) 「7 公募への申込」後に辞退する場合は「辞退届(様式5)」を提出してください。

- (4) 審査の経緯や結果等について情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例(平成 26 年条例第 26 号)に基づき判断し対応いたします。

1 2 担当部署

こどもえがお相談課 ら・ら・らステーショングループ

〒902-0076 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 (こども家庭センター 本庁舎 2 階)

電話 098-863-0777

FAX 098-894-2131

E メール KM-EGA0001@city.naha.lg.jp

別記 1

那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子の仕様書

1 概要

原則生後 4 ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問する「那覇市乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）」にて、子育てに関する情報を提供するために配布する「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子」を企業等の広告を活用して那覇市と選定された民間業者等（以下、「共同発行者」という。）が共同で発行する。

2 規格等

名 称	那覇市 「こんにちは赤ちゃん」（仮称） ※名称変更もしくはサブタイトルがつく可能性があります。
規 格	A 4 判（縦 297 mm×横 210 mm）または A 5 判（縦 210 mm×横 148 mm） 横書き、左開き
ページ数	40 ページ程度（表紙・裏表紙・広告を含む）
用 紙	コート紙または上質紙 ※用紙の連量は米坪 81.4～157.0g/m ² とする。
印 刷 色	4 色フルカラー
製本加工	無線綴じまたは中綴じ
制作数量	2,500 部
内 容	1）掲載必須項目と、2）掲載任意項目に分類。 1）掲載必須項目の情報等は基本、那覇市から提供し、2）掲載任意項目については、那覇市と共同発行者とで協議し、掲載の有無や掲載内容を調整する。 1）掲載必須項目 ①出産～子育てに関する情報等について ・相談場所の紹介（こども家庭センターなは、那覇市保健所、那覇市こども発達支援センター） ・親子の健康づくり情報（妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、妊産婦新生児訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査、予防接種、離乳食教室、かみかみ講演会、のびのび相談、すくすく教室、母子保健推進員） ・「なは DE 子育て」母子モ ・パパママの健康について（健康いろいろうちあた） ②子育てサポートの情報等について ・つどいの広場、地域子育て支援センター、子育て応援 DAY、乳幼児学

	級（公民館）、児童館等について ・一時預かり事業 ・養育支援訪問事業 ・ファミリーサポートセンター ・病児病後児保育事業 ・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所の入所について ・認可外保育施設等について ・幼児教育・保育の無償化について ・こども誰でも通園制度（乳児通園支援事業）について ・こども医療費助成、母子父子家庭等医療費の助成について ・小児救急電話相談（＃8000）について ③子育てについての知識 ・子どもの発達の目安について（0 か月から6 歳頃まで）、ワンポイントアドバイス等 ・子どもの泣きについての対応方法 ・産後の体とところについて ・虫歯予防について ・たばこ、アルコールについて ・保育園入園の際のアドバイスについて ・離乳食について ・児童虐待の予防等について ・SIDS の予防について ・災害対策について 2) 掲載任意項目 ①子育てについての知識 例) 睡眠リズムについて、父親等の育児参加、スマホ利用等について 事故予防について 等 ②その他 例) 地域の公園や子育て関連の施設情報 等
広 告 等	広告については、全紙面に対する広告の割合を 30%以下とする。
校 正	文字校正 2 ～ 3 回程度、色校正 1 回
発 行 元	那覇市 こどもえがお相談課
納期限	令和 8 年 4 月末日
配布期間	納品日から 1 年間
納入場所	那覇市役所本庁舎地下 2 階 倉庫
その他	冊子の納品と合わせて、全ページ分の電子データ(PDF 等)を格納した電子記録媒体を納品すること。

3 業務分担

- (1) 「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子」の制作に必要な行政情報等を、那覇市が共同発行業者へ提供し協議の上、決定するものとする。
- (2) 事業者は、「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子」の企画、デザイン、編集、印刷、製本及び納品を行うものとする。
- (3) 事業者は、「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子」の企画、デザイン、編集等について、那覇市と十分に協議するものとする。
- (4) 本市と事業者は、本件発行物の校正作業を協力して行い、事業者は本市の校了をもって印刷を開始するものとする。
- (5) 事業者は、「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子」の納品時に、PDF形式のデータもあわせて納品する。

4 著作権

著作権は、那覇市からの情報提供については那覇市が、それ以外の情報については共同発行業者に帰属する。

5 広告

- (1) 共同発行業者の広告掲載については、那覇市が内容の確認を行う。また、その内容が那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子共同発行業者募集要項作成上の注意事項3(2)に基づき「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子」に適さないものであると那覇市が判断した場合は、全体又は一部を那覇市と協議のうえ変更する。
- (2) 冊子に掲載するそれぞれの広告は、すべて共同発行業者が募集することとし、その収入は共同発行業者に属する。

6 共同発行業者の責務

- (1) 共同発行業者は、「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子」の発行に関する事項(那覇市が提供した情報を除く)のすべてについて、一切の責任を負うものとする。
- (2) 共同発行業者は、「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子」への広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、共同発行業者又は広告主の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、那覇市の責めに帰する場合はこの限りではない。

7 その他

- (1) 共同発行業者は、本事業の実施に伴い入手する個人情報や市内部情報の取り扱いについては、その保護管理体制を確立し、情報の漏洩等の事故がないように努めること。また、本事業が完了した後も同様とする。
- (2) 本仕様書に明示のない事項は、那覇市の指示もしくは協議の上決定する。